

女性活躍推進法・次世代育成支援対策推進法に基づく 一般事業主行動計画について

埼玉信用組合行動計画（第1回）

当組合では、仕事と子育てを両立することができ、女性職員の働く意欲・能力が活かせる態勢をつくることにより、全ての職員がその能力を十分に発揮できるよう、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2022年4月1日から2027年3月31日

2. 当組合の課題

- ・管理職より1つ下の職階（代理・係長）の女性割合は高いものの、管理職に占める女性割合は低いので高めていく必要がある。
- ・全営業職の内、女性営業職割合は比較的多いものの事業先融資担当の割合は低く、今後さらに増やしていく必要がある。
- ・年次有給休暇の取得率は比較的高いが、更なる職場環境の整備のため、年次有給取得率の向上を目指す。

3. 目標

- ・管理職および1つ下の職階（代理・係長）の女性比率を40%以上とする。
- ・全営業職の内、事業先融資担当女性割合を30%以上とする。
- ・年次有給休暇取得率を60%以上とする。

4. 取組内容と実施期間

①女性従業員の更なるキャリアアップに向けた取組み

- ・職員との面接を通じて意識改革の醸成 2022年4月～
- ・女性のキャリアアップへの意識醸成に向けた研修の参加 2023年度～
- ・女性職員の営業・融資研修への参加 2023年度～

②働きやすい職場づくりに向けた取組み

- ・業務の多能化による休暇を取りやすい環境の促進 2022年4月～